

物：民法総則の第三章では何が規定されているのか

七戸，克彦
慶應義塾大学法学部助教授

<https://hdl.handle.net/2324/6294>

出版情報：法学セミナー. 43 (4), pp.50-53, 1998-04. 日本評論社
バージョン：
権利関係：



民法の物でつまづくなれ



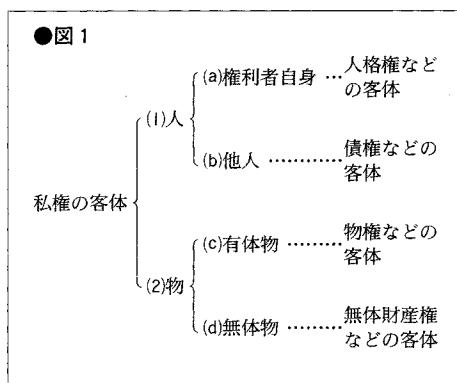
物 民法総則の第三章では 何が規定されているのか

慶應義塾大学助教授
七戸 克彦

その客体も私権の種類によつてさまざまである。これを図に示せば、図1のようになる。

民法典の「第一編 総則」は六章から成り立つてゐるが、この六つの章は、私権の主体・客体・変動の順番に並んでゐる。つまり、「第一章 人」「第二章 法人」が私権の主体、「第三章 物」が私権の客体、「第四章 法律行為」「第五章 期間」「第六章 時効」が私権の変動というわけだ。

ところで、私権の主体つまり「人」は、第一章の規定する自然人と第二章の規定する法人的二種類に尽きるのだが、これに対して、私権の客体（リ対象）は、第三章にいうところの「物」に尽きるわけではない。ひとくちに私権といつてもいろいろな種類があるが、



物権の意義・性質

そこで、物権の話である。物権は、同じ財産権の一つとして、債権に対置される。かつての伝統的な学説は、この物権と債権の区別を、(1)支配権と請求権、(2)絶対権と相対権、という二重の基準に求めてきた。

(1) 支配権と請求権
このうち、支配権とは、客体を有無をいわざず服従させる権利のことをいう。これに対して、請求権というものは、客体の人格を尊重したうえで「一定の行為をして下さい」とお願いする権利のことである。お願いする権利

ところが、民法総則は、これら私権の客体に関する規定を置かず、専ら(2)「物」が客体になる場合についてだけ章を設けている。

この条文は、直接読んだかぎりでは、民法典では「物」という言葉を専ら有体物（物理的空间を占める物。つまり固体・液体・気体のこと）の意味で使用する、と述べてはいるだけの規定だが、その背後には、物権の客体は有体物に限られる——人や無体物は物権の客体となりえない——という原則が控えている。

つまり、「第三章 物」は、民法総則の中にあるといつても、私権の客体の中でも物権の客体（図1(c)の部分）を念頭に規定されているのだ。だから、「第三章 物」の部分は、物権の勉強をしてからの方が理解しやすい。

である以上、相手方がこれに応じない場合がありうる。つまり、請求権では、支配権と異なり不履行の問題が生ずる。もちろん請求権だからといって、相手方がこれを無視してよいわけではなく、法はその場合のために履行強制や損害賠償といった制度を設けているのだが、支配権の場合には、そもそもそのような別個の手続に頼るまでもない。客体（たとえば馬や奴隸）を強引に服従させればよいからだ。この意味において、支配権が権利内容の実現につき直接性を有するのに対して、請求権はあくまでも間接的である。一方、支配権は、他の同一内容の権利の成立を排除する性質（＝排他性）を有する。なぜなら、「支配者が何人もいる場合には各人は客体を意のままに隸属させることはできず、したがって客体を「支配」したことになつていいからである。これに対して、不履行という事態が想定されている請求権では、同一の客体に対して同一内容の権利が重なり合つて成立しうること（＝重複性）が当然に予期されている。債権はそのような人の人に対する間接的かつ排他性のない請求権であるのに対して、物権は人の物に対する直接的・排他的な支配権である。これが古典的な学説における物権と債権の区別（したがつてまた物権の定義）の第一の基準である。

(2) 絶対権と相対権
かつての学説において、物権と債権を区別する第二の基準は、それが万人に対しても主張しうる権利（絶対権）か、それとも、特定の

人間に對してだけ主張しうる権利（相対権）か、というものであつた。ここにいう「絶対性」とは、所有権絶対の原則にいう「絶対性」のものである。所有権絶対の原則といふのは、所有権は何人によつても侵害されない不可侵性を有する、という近代法の大原則であつた。つまり、所有権は、この世の中の全ての人に対しても不可侵義務（尊重義務ともいふ）を課す。その結果、他人の所有物を侵害した者に対する、所有者は、この不可侵義務違反を理由に、(a) 損害賠償（＝金銭賠償）または(b) 原状回復（＝現物賠償）を求める。これに対して、債権の場合は、義務を負つてゐるのは債務者という特定の人間だけであつて、それ以外の世の中一般の人は不可侵義務を負つていない。つまり、債権は、債務者という特定人に対してしか行使できない相対的な権利である、というのが古典的な学説であつた。

もつとも、今日のわが国では、この絶対権・相対権という区別はあまりいわれなくなつてゐる（その理由は次節の(2)と関連する）、その結果、物権・債権の区別の基準は、専ら支配権・請求権の側に求められている。

(2) 物権的請求権

一方、物権的請求権とは、物権の客体の支配が侵害された場合に、物権者が侵害者に対して、支配の回復を求めることができる権利である。およそ権利が第三者によつて侵害された場合の救済方法には、(a) 金銭賠償と(b) 原状回復（妨害排除・差止）の二とおりの方法がありうるが、物権侵害の場合には、昔から両方の救済方法が承認されてきた。このうち、(a) 金銭賠償の形での救済は、不法行為（七〇九条以下）の制度による。他方、(b) 原状回復の形での救済を求めるときに行はれる権利が、物権的請求権である。

さて、このような性質をもつ物権には、債権と異なる固有の効力が認められている。今日のわが国の学説は、この物権固有の効力として、(1) 物権の優先的効力といわれるものと、(2) 物権的請求権といわれるものの二つを挙げ

るのが普通である。

(1) 物権の優先的効力

このうち、物権の優先的効力といわれるものは、さらに、(a) 物権の債権に対する優先的効力と、(b) 物権相互間の優先的効力とに分かれれる。(a) 物権の債権に対する優先的効力といふのは、およそ物権と債権が衝突した場合には、つねに物権が優先するというものである。また、(b) 物権相互間の優先的効力といわれるものは、物権どうしが衝突した場合には、公示（その意義については次節③「公示の原則」で触れる）を先に備えた方が優先する、といふものである。

物権の効力

さて、このような性質をもつ物権には、債権と異なる固有の効力が認められている。今日のわが国の学説は、この物権固有の効力として、(1) 物権の優先的効力といわれるものと、(2) 物権的請求権といわれるものの二つを挙げ

これに対して、前節(2)で述べたように、債権は債務者という特定人に対しても主張できない相対権であることから、債権が第三者によつて侵害された場合には、この第三者に

対しては、(a)金銭賠償も(b)原状回復も認められない、というのがかつての理解であった。だが、わが国の判例・通説は、この第三者の債権侵害の場合にも、(a)不法行為法の領域において損害賠償請求権を認め、さらに、一定の債権（たとえば不動産の賃借権）については、一定の要件の下に、(b)原状回復（妨害排除・差止）請求権を認めるに至った。今日のわが国の学説が、物権・債権の区別の基準として絶対権・相対権の区別をいわなくなつたのは、このことによる。

●図2

①物権の客体に関する原則	(1)その物それ自体の性質に関する原則	…有体性・非人格性
	(2)その物と他の物の関係に関する原則	…独立性・單一性・特定性
②物権の種類に関する原則	…	物権法定主義
③物権の公示に関する原則	…	公示の原則

さて、そろそろ「物」の話の側に戻ろう。以上に述べたような性質・効力を有する物権には、図2のような種々の原則（といふか制約）が存在する。

このうち、②物権法定主義と③公示の原則は、民法典「第二編 物権」の冒頭の章（第一章「総則」）に規定されている（②が一七五条、③が一七七条・一七八条）。②は、物権は前節で述べたような性質・効力を有する強力な権利であることから、その種類・内容を予め合理的なものに限定しておくといふものであり、債権法の基本原則である契約自由の原則（その中でも内容自由の原則）に対置される原則である。③は、物権は予め広く第三者が認識可能な形で示すこと（これを公示と呼ぶ）が必要である、という原則で、これもまた、物権が先に述べたような性質・効力をもつ強力な権利であることから、第三者に予期せぬ損害を及ぼさないために必要とされるものである。

これに対する、①物権の客体に関する原則とはどのようなものかといふと、要するに、どのような物でも物権の客体となりうるというわけではない、ある一定の性質を有する物だけが物権の客体となることができる、ということなのだが、これはさらに(1)その物それ自体の性質に由来する制約（有体性・非人格性）と、(2)その物と他の物との関係性に由来する制約（独立性・單一性・特定性）とに分けることができる。そして、これらの諸原則のうちの一部が民法総則「第三章 物」で規定されているというわけだ。

(1) その物それ自体の性質に由来する制約

— 有体性・非人格性

まず、物権が支配権である以上、物権の客体は支配可能性をもっていなければならない。これが、物権の客体となりうる物それ自体が有していなければならぬ性質である。考えてみれば当たり前の話であるが、ここにいう支配可能性には、物理的な意味における支配可能性と、社会的な意味における支配可能性がある。

まず第一に、物理的に支配可能性のないところに物権は成立しようがない。たとえば流れ星は、われわれの現在の科学技術をもつては、支配不可能である。だから、誰かが新しい流星を発見したからといって、発見者がその星の所有権を取得するなどということはない。

第二の社会的な支配可能性とは、物理的に支配が可能であつても、社会的にみて支配が許されないものに關しては物権の客体となりえない、ということである。たとえば奴隸制度においては、人が人を「支配」した。近代以前の封建時代もそうであった。日本の戦前の「家」制度も、程度の差こそあれ似たようなものである。だが、このような人が人を「支配」する関係は、今日においては決して許されない。したがつて、物権の客体であるためには、人でないこと（非人格性）が要件となる。一般的教科書における物権の定義が「人の物に対する直接的・排他的支配権」とされ、「人の人に対する間接的で排他性のない請求権」

たる債権に対比されている背後には、このよ
うな意味合いが存在するのだ。

ここまで話せば、民法八五条の背後にある
「物権の客体は有体物に限る」という原則（有
体物原則）の理由も想像がつくだろう。過去
の時代において、人類が支配下に置けたのは、
固体・液体・気体といった有体物だけだった
のであり、民法典の前三編（総則・物権・債
権）が公布された明治一九年の日本も基本的
にはそうであった。民法八五条は、このよう
な時代背景の下に成立した条文なのである。

しかし、ここでの問題の本質は、物理的あ
るは社会的みて支配可能性があるか否か
という点なのだから、有体物であっても支配
可能性がなければ物権の客体とはなりえない
し、逆に、無体物であっても物理的あるいは
社会的に見て支配可能性があると認められる
に至った物（電気・熱あるいは著作・商標な
ど）については、そこに物権あるいはそれに
類似の支配権（無体財産権）が認められてよ
い。他方、「人」に関しても、われわれは少な
くとも自分自身の身体・精神に関してはこれ
を「支配」しているわけであるから、そこに
は物権類似の支配権（人格権）が認められる
(ここで再び図1を参照)。

(2) その物と他の物との関係性に由来する 制約——独立性・單一性・特定性

話のついでに、独立性・單一性・特定性原
則についても触れておこう。
このうちの独立性・單一性は、一物一権主
義といわれる原則の下部原則である。一物一
権主義

権主義というのは、(i)一個の物の上には同一
内容の物権は一個しか成立しえず、(ii)一つの
物権の客体は一個の物でなければならぬ、
という原則をいう。この命題のうちの(i)の部
分は、物権の排他性を説明したものである。
これに対して、(ii)の部分はさらに、(a)一個の
物の一部には独立の物権は成立しえない、
(b)数個の物に対して一個の物権は成立しえな
いという下部命題に分類できる。これが、(a)
独立性原則および(b)單一性原則なのであり、
(a)物の一部だけを独立して支配したり、(b)全
部を一括して支配することは、普通は不可能
であることによる（もちろんこれにも例外は
ありうる）。

一方、特定性原則とは、物権の客体となり
うるためには特定物（この土地とかこの馬と
か）でなければならぬという原則で、不特
定物（どれでもいいから馬一頭とか）はこれ
を支配しようとしてもできないから、物権は
成立しない。たしかにその給付を「人」に求
める権利¹¹債権が成立するだけである。

「物」の分類

民法総則「第三章 物」の条文は、(1)基本
原則を規定した八五条部分と、(2)物の分類に
関する八六一八九条の二つの部分に分けるこ
とができる。このうちの(1)八五条の背後にある
有体性原則が民法全体の中でどのような位
置にあるかについては、前節で説明したとお
りだ。

そこで、最後に(2)物の分類に関する条文の

側についても少しだけ触れておくと、民法典
にいう「物」（つまり有体物）の中でも、ある
種類の「物」についてだけ特有の法律効果が
認められる場合がある。この点との関係で、
「物」はさまざまな形に分類される。たとえば
融通物・不融通物（私権の客体となりうるか
否かという区別）、添附（附合・混和・加工）
物（二物が結合して一物となつた物のこと）。
二四二一～二四八条が適用される）、附加一体物
(抵当権の効力が拡張的に及ぶとされる物のこ
と。三七〇条)、特定物・不特定物（物権の客
体となるか否か）前節(2)「特定性」、また、四
〇〇条・四〇一条のどちらが適用されるかと
いう区別)というようだ。

だが、民法総則「第三章 物」の部分は、
これら種々の分類のすべてを規定しているわ
けではない。そこで規定されているのは(1)不
動産・動産、(2)生物・從物、(3)元物（ガンブ
ツと読む）・果実の三種類の区別だけである。
このうち、(2)と(3)に関しては、その定義と法
律効果がきちんと並んでこの章の中に書かれ
ている(2)については八七条一項・二項、(3)
については八八条・八九条)。しかし、(1)に関
しては、この章では定義が書かれているだけ
で(八六条)、法律効果に関しては民法典のこ
そそこに散らばっている。興味のある人は、
「不動産」「動産」という言葉が存在する民法
典の条文を全部書き出してみるとよいだろう。
そうすれば、不動産と動産の各々に固有の法
律効果がわかると思う。

(しちのへ・かつひこ)